

長崎県後期高齢者医療広域連合議会 会議録(平成21年7月臨時会)

平成21年7月臨時会

平成21年7月6日（月曜日）午後2時開会
長崎県市町村会館6階

議事日程

- 日程1 会期について
- 日程2 議席の指定について
- 日程3 会議録署名議員の指名
- 日程4 副議長の選挙について
- 日程5 議会運営委員会の委員の選任について
- 日程6 副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程7 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程8 経過等の報告事項
- 日程9 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例
平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程10 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成20年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））
専決処分の報告及び承認を求めることについて
（長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1 番	川口 昭一 君	2 番	福田 等 君
3 番	宮田 京子 君	4 番	安富 安雄 君
5 番	横山 弘藏 君	6 番	松添 一道 君
7 番	初手 安幸 君	8 番	森 敏則 君
9 番	水口 直喜 君	10 番	河野 龍二 君
11 番	林田 久富 君	12 番	酒井八洲仁 君
13 番	浅田 幸夫 君	14 番	中村 康弘 君
15 番	町田 正一 君	16 番	中原 康博 君
17 番	中塚 祐介 君	18 番	川上 茂次 君
19 番	大崎 敏明 君	20 番	中野 太陽 君
21 番	村川 喜信 君	23 番	大岩 博文 君
24 番	井植ミチヨ 君	25 番	高村 照男 君
26 番	源城 和雄 君	27 番	村田 生男 君
28 番	野口 三孝 君	29 番	吉原 孝 君

欠席議員（1名）

22 番 園田 智也 君

説明のため出席した者

連合長	田上 富久 君	副連合長	一瀬 政太 君
事務局長	田中 和博 君	企画監兼次長	小川 政吉 君
総務課長	竹内 清吾 君	事業課長	浦山 孝文 君
保険管理課長	松本 祐治 君		

事務局職員出席者

書記 野田 貴美子 君

＝開会 午後2時01分＝

○議長（吉原孝君）

皆さん、こんにちは。出席議員は定足数に達しておりますので、これより平成21年長崎県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。日程1「会期について」を議題といたします。今議会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議ないと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

日程2「議席の指定について」を議題といたします。各議員の議席は、お手元に配付いたしております議席表のとおり指定いたします。

次に、日程3「会議録署名議員について」は、9番水口直喜議員及び17番中塚祐介議員を指名いたします。

ここで連合長から発言の申し出がっております。連合長。

○連合長（田上富久君）

本日は大変ご多忙の中、広域連合臨時会を招集いたしましたところご出席をいただきまして大変ありがとうございます。また、皆様を初め、関係各位の皆様のご尽力、ご努力のおかげでここまで後期高齢者医療制度が順調に運営をされておりますことに対しましても、心から感謝申し上げたいと思います。私は長崎市長の田上富久と申します。去る5月22日、市長の皆様、町長の皆様のご推挙をいただきまして、このたび連合長に選任され、その大任を仰せつかりましたので精いっぱい努めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

この後期高齢者医療制度、今年の4月に制度開始以来マスコミなどでも非常に話題になり、また、多くの皆さんからご批判をいただくこともございました。また、受付その他に関しましても、大変窓口での混乱などがあつたり、国民の皆さんからこの制度は本

当によい制度なのかといったような疑問も投げかけられたわけですが、そういったご批判を受けてさまざまな制度の見直し、あるいは改善を国の方でも進めてまいりまして、一定今、落ち着いた状態になっているというところだと思います。その中で今年の2月に日本医療政策機構という政府から独立したシンクタンクが世論調査をした結果を見ましても、国民の約半数の皆さんがこの制度を支持し、そして、この制度の骨格についてこれでいいんじゃないかといったようなご意見を寄せていただいておりますし、また70代の皆さんに限ってみますと56.4%という各世代の中でも最も高い支持をいただいております、理解が時間とともに進んできているというふうに考えております。ただ、国政選挙が近日中に8月にも行われるという状況の中で、その選挙の行方次第でこの制度がどうなるのかといった部分について、まだ見守っていかなければならないところもあります。私たちとしては、この制度をしっかり定着させていくことに全力を注ぎたいというふうに考えております。

こういった中で、去る6月3日には九州各県の広域連合長が集まりまして、この制度が円滑に運営できるために、ぜひ国の方でもさらに見直しであったり、あるいはさらにご努力をお願いしたいということで、舛添厚生労働大臣あてに4つの項目の要望をいたしました。担当の課長がお見えになって、しっかり対応していきたいというようなことを回答していただきました。また、同じ6月3日には、全国の広域連合、これまで各県ごとにありましたが、全国の広域連合が一緒になって国に要望するというような仕組みがございませんでしたので、全国後期高齢者医療広域連合協議会を立ち上げて、その場でより地方の声を強く国に届ける組織として立ち上げることになり、今後積極的に活動していくことになっております。

この制度も1年間が経過しまして、全体としてはやや落ち着きを見せているというところですが、まだまだ知られていないところもありますし、保険料などについても暫定的な措置が続いている状況ですので、これからもいろんな市民の皆さん、国民の皆さんの問い合わせなども後を絶たないというふうに思いますので、しっかり皆様のご尽力、ご努力、ご協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

さらに加えて、国の追加経済対策として後期高齢者医療の保険料の均等割額が7割減となる被保険者の皆さんが引き続き8.5割軽減という見直しにつきましても、去る5月29日に国の補正予算が成立をいたしました。その分につきまして本日の議会におきまして条例の一部改正を行う必要がありますので、本日臨時会を招集させていただいた

ということでございます。この後、提案いたします議案につきましてよろしくご審議をお願い申し上げますとともに、議員皆様の今後のご活躍を祈念いたしまして開会のごあいさつにさせていただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（吉原孝君）

次に幹部職員の紹介を連合長からお願いします。連合長。

○連合長（田上富久君）

事務局におきまして、今年4月に市、町からの派遣職員の交代がありましたので、ここで幹部職員の紹介をさせていただきます。保険管理課長の松本祐治君です。4月より大村市から派遣されております。その他の職員を含めまして現在26名体制で業務に当たっております。

以上、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（吉原孝君）

次に、日程4「副議長の選挙について」を議題といたします。選挙を行います。選挙の方法といたしましては、地方自治法118条の規定により投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選による方法でご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議なしと認めます。よって副議長選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。指名方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。それでは指名いたします。長崎県後期高齢者医療広域連合議会副議長に初手安幸議員を指名

いたします。ただいま指名いたしました初手議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議なしと認めます。よって、初手安幸議員が副議長に当選されました。初手議員が議場におられますので当選の告知をいたします。初手議員、前方の演壇へ登壇をお願いいたします。

○副議長（初手安幸君）

一言ご挨拶を申し上げます。ただいま、不肖私、議員の皆様方のご推挙をいただきまして広域連合副議長の要職に就任をさせていただきました。身に余る光栄でありまして心から感謝を申し上げたいと思います。今後は吉原議長さんの補佐役として、議会が円満で円滑に、そして運営されますように誠心誠意努力する決意でございます。また、田上広域連合長初め理事者の皆様方、議員の皆様方におかれましては、何卒今後とも一層の御指導のほどをよろしくお願い申し上げる次第でございます。大変簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶に代えさせていただきたいと思います。誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉原孝君）

ありがとうございました。次に、日程5「議会運営委員会の委員の選任について」を議題といたします。本件については、議員の改選等により欠員が生じているため選任するものでございます。委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条の規定により議長において指名いたします。議会運営委員会委員に佐世保市選出高村照男議員、大村市選出大崎敏明議員、波佐見町選出松添一道議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

次に、日程6「副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。連合長の説明を求めます。連合長。

○連合長（田上富久君）

同意第1号は、長崎県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきまして議会の同意を得ようとするものでございます。広域連合規約第11条及び第13条の規定により、市町の長の内から2名を選任することになっており、現在1名が欠員となっております。この副広域連合長としまして、大村市の松本崇市長を選任したいと存じます。適任でございますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（吉原孝君）

これから日程6、副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて、直ちに採決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議ありませんので採決いたします。副広域連合長の選任については原案のとおり松本崇君に同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議なしと認めます。日程6「副広域連合長の選任について」は同意することに決定いたしました。なお、松本副広域連合長は、公務のため本日は欠席ですので次回改めてご挨拶をお願いすることといたします。

次に、日程7「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。本件は地方自治法117条の規定により徐斥の必要がありますので、水口議

員の退場を求めます。監査委員を選任することについて連合長の説明を求めます。連合長。

○連合長（田上富久君）

同意第2号は長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、議会の同意を得ようとするものでございます。本件はこれまで議会から選任しておりました、初手委員から辞任したい旨の届け出がっておりますので、改めて選任するものでございます。議会の議員のうちから、選任する監査委員に時津町選出の水口直喜君を選任したいと存じます。適任でございますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉原孝君）

これから、日程7「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」直ちに採決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議ございませんので、採決いたします。日程7、「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり水口直喜君に同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議なしと認めます。日程7、監査委員の選任については同意することに決定いたしました。水口議員の入場を求めます。

次に、日程8「経過等の報告事項について」事務局より説明を求めます。事務局。

○総務課長（竹内清吾君）

今、お手元に配付の経過等の報告事項というものがございますけども、そちらの方を

お開きをお願いいたします。前回開催の定例会、平成21年2月12日以降における経過等の報告事項について説明をいたします。

1 高齢者医療制度の見直しについて

高齢者医療制度につきましては、昨年4月から施行されておりますが、制度の検討に際して高齢者の意見を十分に聞けなかったことにより、高齢者の心情に配慮していない面があったこと、制度についての説明が不十分であったことにより施行当初には国民の間に大きな混乱が生じ、強い反発を招くこととなりました。このため昨年6月に保険料軽減の特別対策、口座振替選択制の導入を初めとするさまざまな改善等を取りまとめ実施されてきましたが、さらによりよい制度に改善するため厚生労働大臣のもとに設置された高齢者医療制度に関する検討会、座長塩川正十郎及び与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームがそれぞれ見直しの検討を行い、その結果について公表しております。まず、去る3月17日、舛添厚生労働大臣直属の高齢者医療制度に関する検討会は、高齢者医療制度の見直しに関する議論の整理と題する報告書をまとめ公表いたしました。

その概要につきましては、

① 高齢者の尊厳の配慮について

後期高齢者や終末期相談支援料の名称は、速やかに見直す必要がある。

② 年齢で区分することと制度の建て方について

年齢で区分せず、全年齢で財政調整を行うという考え方。65歳で区分するという考え方。75歳以上の被用者保険の本人は被用者保険に残すという考え方。これらの考え方について引き続き議論を深める必要がある。

③ 世代間の納得と共感が得られる財源のあり方について

被用者保険の中では財政力の強い保険者が財政力の弱い保険者を支援するものとなるよう、保険者の財政力に応じた応能負担による助け合いの仕組み、公費負担のあり方、これらについて十分議論する必要がある。

④ 運営主体について

広域連合の保険者機能の強化。国民健康保険制度との運営主体の検討及び都道府県の関与の強化、これらについてさらに議論を深めていく必要がある。

⑤ 保険料の算定方法、支払方法等について

保険料の仕組みについてわかりやすく、ていねいな説明に努める必要がある。保

険料の算定方法については、混乱を生じさせることのないよう、当面現行の方法を維持すべきという意見があった。

⑥ 医療サービスについて

高齢者にふさわしい様々なサービスを提供することが重要である。国民全体を支える医療提供体制の充実と診療報酬の見直しを図るべきである。保険者の努力義務とされている健康診査について実施義務とするなどの見直しを行うべきであるというものでございます。

また、4月3日与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームは、高齢者医療制度の見直しに関し、高齢者の心情に配慮するとともに、すべての世代の納得と共感が得られるものとなるよう、法律に規定する5年後の見直しを前倒しして、よりよい制度への抜本的な改善、見直しを図るといった基本的な考え方をまとめております。

その概要につきましては、

- ① 費用負担のあり方として、負担が重くなった健保組合等の負担軽減を図るため、前期高齢者医療への公費負担を検討する。長寿医療制度への公費の追加投入を検討する。
- ② 年齢のみによる区分のあり方として65歳で区分する年齢区分を見直す方向について財源の確保、及び費用負担並びに国保との運営の一元化を含めた抜本的な見直しを検討する。被用者保険の被保険者であった方については、被用者保険に残すこととあわせて被扶養者であった方の平成22年度以降の軽減措置について検討する。
- ③ 高齢者の保険料等として、平成20年度に均等割8.5割軽減であった方で平成21年度に7割軽減となる方については引き続き8.5割軽減となるようにする。均等割9割軽減及び所得割5割軽減について、平成22年度及び平成23年度の期間においても、全額国費による継続を検討する。失業者に係る保険料軽減分に対する国庫補助について検討する。
- ④ 名称について。後期高齢者や終末期医療の名称は見直す。
- ⑤ 運営主体のあり方について。都道府県の強化を含め保険者機能の強化を図り、国民健康保険と併せ運営主体のあり方を検討する。
- ⑥ 前期高齢者の窓口負担割合等について。窓口負担割合や自己負担限度額の引き下げについて検討する。
- ⑦ 医療サービス等について。高齢者にふさわしい新たな医療サービスの提供や療養

環境等の充実を進める。75歳以上の健康診査については、保険者の努力義務から実施義務への見直し、受診率の向上を図るというものでございます。今後、より具体的な議論が進むことになると思われますので注目していく必要があると考えております。

2 国に対する要望について

6月3日、九州各県の広域連合長が連名で舛添厚生労働大臣に対しまして保険料の軽減、制度運用の改善等について要望を行いました。

要望の内容については

- 1 保険料の軽減等及び財源措置について3項目
- 2 制度運用の改善について4項目
- 3 地方財政措置の充実について3項目
- 4 制度見直しの際の対応について1項目

でございますが、その詳細及び回答内容は省略をさせていただきます。

次に4ページをごらんいただきたいと思います。

3 全国後期高齢者医療広域連合協議会の設立について

6月3日、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会が設立され、東京都において発足式が行われました。後期高齢者医療制度については、今後様々な見直し、検討が予定されておりますが、実際に制度を運営し、課題を把握している広域連合には、これまで全国組織がなく改善等などの意見も個別対応であり、保険者として主体的に対応できる組織の必要性が指摘されておりました。このため、全国の広域連合の意見を集約し、審議会などの場で表明できる組織として全国後期高齢者医療広域連合協議会を立ち上げ、会長には佐賀県横尾連合長（多久市長）が選任されたところでございます。今後、制度や運営に関する課題等について全国の広域連合と連携して積極的に活動を行ってまいります。

4 平成21年度の保険料軽減措置について

平成21年度においては従来の保険料軽減措置、均等割の5割または2割軽減措置に加え、以下の軽減措置が行われます。

- ① 世帯内の長寿医療制度の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の方については本来は7割軽減ですが、平成21年度は8.5割軽減となります。
- ② ①の方で、世帯内の長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下で、他

の所得がない世帯の方については、平成21年度から均等割が9割軽減となります。

③ 長寿医療制度に加入する直前は、会社などの健康保険の被扶養者であった方については平成21年度は均等割が9割軽減となります。

④ 年金収入が153万円以上211万円以下の方については、平成20年度と同様に所得割が5割軽減となります。

なお①の軽減については4月10日政府与党において決定され、その財源となる国の平成21年度補正予算が5月29日に成立しております。5ページをお開きをお願いいたします。

5 保険料の徴収再開と納付方法の選択性の周知について

平成20年度の保険料軽減措置均等割8.5割及び所得割5割軽減の対象となったことに伴い、平成20年10月以降の年金からの特別徴収されない方などに対し、平成21年度の保険料徴収が7月から再開されることと併せ、口座振込みによる支払い方法の選択ができることについて市町と連携を図り、ダイレクトメールによる周知を行いました。保険料の納付方法につきまして被保険者個々人に直接周知を行い、理解を求めているものでございます。

6 口腔ケア事業の実施について

本年度から誤嚥性肺炎や呼吸器感染症等の疫病予防及び被保険者のQOLの向上や身体機能の維持、向上を目的として「お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業」を開始いたしました。これは全国的に初めての事業ですが、生涯にわたって健康でいきいき暮らしていくために、お口の健康は体の全体の健康に極めて有益であることから、県歯科医師会と連携を図り、広報周知に努め、積極的に取り組んでまいります。

7 広報周知について

制度開始から1年がたち、さらに制度の周知を図るため各種の広報を行っているところですが、保険料の納付方法の選択制及び所得の少ない方に対する平成21年度の保険料軽減措置について市町の広報誌を初め、被保険者にダイレクトメールによるお知らせを行い、周知を行っているところでございます。

また、平成21年度の制度見直し等の内容を反映し、制度の仕組みについてさらに周知を図るため、新しいリーフレットを作成し、8月の被保険者証一斉更新時に同封することとしております。なお、国、県、市、町の広報周知状況は次のページに記載のとおりでございます。説明につきましては以上でございます。

○議長（吉原孝君）

詳しく説明していただきありがとうございました。ただいまの報告事項については、ご了承をお願いいたします。

次に日程 9、議案第 10 号から議案第 12 号までの 3 議案を一括議題といたします。提案理由について、事務局の説明を簡単をお願いいたします。事務局。

○事務局長（田中和博君）

ただいま上程されました、議案第 10 号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 11 号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」及び、議案第 12 号「平成 21 年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして提案理由をご説明させていただきます。若草色の資料をお配りしているかと思えます。この資料を見ていただきたいと思えます。1 ページをお開きください。議案第 10 号についてでございます。平成 21 年 4 月 10 日に政府与党において取りまとめられました追加経済対策を受けた、平成 21 年度の保険料軽減措置におきまして平成 20 年度に均等割が 8.5 割軽減であった方で、平成 21 年度に 7 割軽減となる方につきましては、引き続き均等割額が 8.5 割軽減となるようにされたところでございます。この財源につきましては、国の補正予算におきまして高齢者医療制度臨時特例交付金として措置されることになりましたので、平成 21 年度の保険料算定に適用するため関係条例の整備を行おうとするものでございます。

次に資料の 2 ページの方を見ていただきたいと存じます。条例改正案の新旧対照表でございます。改正案の欄で下線を引いているところでございますが、条例の附則に新たに第 12 条を追加し、第 1 項におきまして均等割額 7 割軽減を 8.5 割軽減に読み替えるということでございます。また、第 2 項におきましては、本則に規定しております均等割 9 割軽減が優先するという内容でございます。

次にこの資料の 3 ページをお開きいただきたいと思えます。3 ページの方に軽減のイメージ図を掲げております。このイメージ図を見ていただきたいと思えますが、左の方に矢印がありまして所得割、均等割、この合計が保険料となるわけでございます。この下線を引いている部分、網掛けをしている部分でございますが、保険料均等割に相当

いたしまして、この均等割にかかる部分において7割軽減の世帯、ここに図で示してある7割軽減世帯のうち年金収入80万円以下の世帯については9割軽減ということですが、年金収入80万を超え168万円以下の世帯の方は、本来であれば均等割が7割軽減となるところでございますが、平成21年度は前年と同様8.5割軽減にするということがございます。ここに黒く線で囲んでおります8.5割軽減というところが今回の措置でございます。下に括弧で囲って均等割部分に係る軽減額ということですが、ここに対象者は2万6,436人、影響額ということで書かれておりますが1億6,723万5,000円ということがございます。以上が均等割額8.5割軽減にかかる条例改正の内容でございます。

続きまして資料の7ページでございます。議案第11号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」でございます。均等割の8.5割軽減にかかる財源につきましては、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が交付されますので、その受け皿となる基金条例を整備するというものでございます。条例第6条に規定をしております基金の処分につきましては、平成21年度におきまして均等割8.5割軽減を行うため基金を取り崩せるよう規定するものでございます。参考までに8ページの方に新旧対照表を掲げております。

次に資料の9ページをご覧くださいと存じます。議案第12号「平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてでございます。議案は先ほど第10号、第11号の条例の一部改正に伴い予算の補正を行うとするものでございます。この保険料軽減に伴う財源につきましては、国が全額負担することになりますので、国庫支出金の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を受け入れ、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金に一旦積み立てを行った後、同額を取り崩しまして各市町からの保険料負担金の軽減を行うという内容の歳入、歳出予算の補正でございます。資料10ページに書いてございますが、各市町ごとの一覧表でございますが、ここに書いてございますとおり、均等割の8.5割軽減に伴う影響額の合計、これは県下23市町で1億6,723万5,000円となりまして、これが今回の補正額ということでございます。

以上が平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の内容でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉原孝君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示しいただきたいと思います。何かご質疑ございますか。

【「なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

なければ、これをもって議案第10号から第12号までに対する質疑を終結いたします。

これより各議案ごとに順次討論、採決を行います。まず、議案第10号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。何かございますか。

【「なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

なければ、これをもって討論を終結し採決を行います。議案第10号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議ないと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。次に議案第11号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。何かございますか。

【「なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。議案第11号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議ないと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。何かございますか。

【「なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

なければ、これをもって討論を終結し採決をいたします。議案第12号「平成21年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議ないと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に日程10、報告第1号及び第2号の2件の報告を一括議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。事務局。

○事務局長（田中和博君）

それでは、若草色の臨時会説明資料、先ほどご説明しましたこの若草色の資料の11ページ、12ページをお開きいただきたいと存じます。報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告及び承認を求めることについて、一括してご説明をさせていただきます。

なお、これらにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行いましたので同法第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

まず初めに、報告第1号、平成20年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。国庫補助金の1つでございます高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例に基づきまして、一旦基金に積み立てた後、必要額を取り崩し予算執行を行うこととしておりますけれども、同交付金が国から手厚く措置をされたことに伴いまして、歳出基金積立金の予算額に不足が生じることになったものでございます。この交付金につきましては、3月31日までに基金に積み立てる必要がございますので、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから専決処分させていただいたところでございます。その内容につきましては、歳入、歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ1億3,499万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額1,651億8,964万4,000円としたものでございます。

次に12ページの報告2号でございます。長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。国、県におきましては、本年6月に支給をいたします期末勤勉手当の支給月数が0.20月分凍結をされておりますが、これに伴いまして、広域連合において所要の改正を行ったものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉原孝君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

【「なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

なければこれをもって、報告第1号及び第2号に対する質疑を終結いたします。

報告第1号専決処分の報告及び承認を求めることについては、これを承認することに

ご異議ありませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議ないと認めます。よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

次に報告第2号専決処分の報告及び承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。

○議長（吉原孝君） 10番河野議員。

○10番（河野龍二君）

ただいま議題となっております報告2の専決処分の報告及び承認を求めることについて、いわゆる職員の給与の改定に伴う条例改定であります。承認についての反対の意見を述べたいというふうに思います。今回のこの条例改正は、既に各地方議会で審議がなされ終わっていることだというふうに思っております。であります。さらに既に6月の給付ということで、これに基づいての職員の夏季手当、いわゆる一時金が支給されていることだというふうに思いますけども、この制度そのものに対して意見がありますので討論をさせていただきます。特に今回の条例改正は、人事院の突然の臨時勧告で、その内容もこの説明書にありますように2. 15月分から1. 95月分へと削減される内容であります。日本の経済状況は皆さん方もご承知のとおりアメリカ発の金融危機により深刻な状況を迎え、全国でも問題になりました派遣切りなど多くの労働者が一方的に解雇をされる経済不況に陥っている原因となっております。この不況のもとで、確かに民間企業では賞与が削減されたり、または賞与が全くない企業もあるでしょう。公務員の夏季手当だけが支給されるのは批判の対象になるかもしれません。しかし、今回の勧告は財界の人件費削減政策と政府与党の公務員バッシングを選挙に利用とする政治的目的ではないかというふうな感が否めません。この間、政府は経済対策と称して定額給付金の支給、子育て特別支援の手当の増額、高速道路の値下げなどこうした政策をとってきました。定額給付金は特に消費拡大といってこうした政策をとられてきています。しかしながら、人件費の削減は消費を冷え込ませる大きな原因となります。現在、経済不況はア

メリカ発の不況と言われていますが、日本までこうした大きな影響を受けるのは日本の経済が外需頼みの政策であり、このことが、今厳しく問われております。内需拡大の政策が必要だと政府はばらまきという批判もありますが、こうした消費拡大を目指したのではないかと考えます。しかし、今回の人事院勧告は、政府の行う消費拡大政策に逆行し、経済対策のこうした意図が見えてきません。特に公務員の人件費は削減されることにより、皆さん方もご承知かもしれませんが民間給与にまで波及することというふうに想像されます。また、今回の勧告は民間調査もまともに行われておらず、臨時勧告が出された5月の段階では民間企業でも労使間の協議が行われていたところも多く、今回の勧告が大きく影響した企業もあるように思われます。そうした意味では、私は職員労働者の人件費を守り、地域経済の発展こそが県内の事業者や民間の方々の方々の生活を守ることにつながるというふうに考え、今回の専決処分の報告の承認を求める議案について反対いたしたいと思えます。

○議長（吉原孝君）

ほかにありませんか。

【「なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

それでは討論を終結し、採決に入ります。報告第2号につきまして専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、ご異議がございますので、これを承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【起立する者あり】

○議長（吉原孝君）

起立多数であります。よって報告第2号は、承認することに決定いたしました。お諮りいたします。本議会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては議会会議規則第40条の規定によりその整理を議長に委任願いたいと思えます。ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（吉原孝君）

ご異議ないと認めます。よって本臨時会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、今臨時会に付議されました事件は全部終了いたしました。これにて閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

＝閉会 午後 2 時 5 0 分＝

上記のとおり会議録を調整し署名する。

議 長 吉原 孝

署名議員 水口 直喜

署名議員 中塚 祐介